

臓器移植の適応評価に係る手続き等について（申し合わせ）

平成 26 年 9 月 19 日
移植関係学会合同委員会

- 本来、手術の適応は、主治医が医学的・社会的観点を踏まえて判断すべきものであるが、脳死下での移植手術については、その特殊性を踏まえ、より慎重な取り扱いがなされている。具体的には、移植関係学会合同委員会（以下、「合同委員会」とする。）が適応基準を検討するとともに、臓器別の関係学会が、主治医が申請した個々の患者の臓器移植の適応検討を行っている。
- 臓器移植法施行から約 17 年が経過し、一部の移植施設では、相当数の患者に対し、移植手術や術前・術後の管理が行われてきた。さらに、臓器移植の希望者数は増加傾向にある。
- これらの状況を踏まえ、脳死下での臓器移植の適応評価に係る手続きについては、今後、以下の取り扱いとする。
 - ① レシピエント適応基準については、関係学会が作成し、合同委員会への報告・公表後に、運用を開始するものとする。
 - ② 関係学会は、①のレシピエント適応基準をもとに、個々の患者の移植適応の検討を行うための組織を設ける。
 - ③ ただし、関係学会が一定の基準に基づき承認する移植施設であれば、②の組織を経ずに施設内適応評価の結果に基づき、日本臓器移植ネットワークへの移植希望登録を可能とする。なお、これらの移植施設についても、患者の希望等を踏まえ、必要に応じ、学会による適応検討を受けることが望ましい。
 - ④ 関係学会は、③の移植施設の要件を検討する。その際、施設内に複数の専門家で構成される適応評価の組織を有することを要件に含めるものとする。
 - ⑤ また、②の組織は、移植施設で実施された移植について、事後的な状況把握も行う。
 - ⑥ なお、関係学会の行う適応検討は、専門的・客観的見地からの助言としての位置づけであり、最終的な移植希望登録の要否の判断は、従前どおり移植施設の責任で行う。
- 脳死下での臓器移植の実施は、術前の適応評価から術後管理に至る一連の過程を適切に行える施設に限定すべきである。今後は、合同委員会のみならず、適応基準の運用等、移植施設に必要な機能を熟知した臓器別の関係学会も、施設選定の責任を担えるよう、厚生労働省に対し、ガイドライン改正の検討を求めることとする。